

記載要領等	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項適用分）
-------	--

《使用目的》

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

- 1 2(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2(1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄

＜特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分） 記載要領等＞

道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類

- (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し